○被害者支援班制度運用要領の制定について

平成13年５月25日例規（府民・刑総・交総・生総・地総・備総）第67号

この度、別記のとおり被害者支援班制度運用要領を制定し、平成13年６月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

被害者支援班制度運用要領

第１　趣旨

この要領は、被害者支援推進要綱（平成９年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）に基づく被害者支援の一環として、被害直後の初期的段階において、組織的に被害者に対する支援を推進し、被害者の不安及び精神的負担を軽減するとともに、捜査活動に対する被害者の理解及び協力の確保並びに捜査活動の効率的な遂行を図るため、被害者支援班制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　被害者支援班制度の内容

被害者支援班制度とは、被害者に対する支援が必要と認められる事件、事故又は事案（以下「事件等」という。）が発生した場合に、後記第３の１に定める署等支援班及び後記第４の１に定める本部支援班において、被害者に対する支援を行う活動（以下「支援活動」という。）を被害者の実情に即して実施するとともに、その支援活動を適宜点検・管理する制度をいう。

第３　署等支援班の設置等

１　設置

警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に警察署等被害者支援班（以下「署等支援班」という。）を置く。

２　任務

署等支援班は、具体的な支援活動を実施するとともに、その支援活動を点検・管理し、組織として被害者支援の実効性を確保することを任務とする。

３　構成

署等支援班は、次に掲げる署等支援班長、署等支援責任者、署等支援係長及び署等支援要員をもって構成する。

(１)　署等支援班長

ア　署等支援班長は、副署長（高速道路交通警察隊にあっては、副隊長）をもって充てる。

イ　署等支援班長は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の指揮の下、署等支援班を統括する。

(２)　署等支援責任者

ア　署等支援責任者は、留置管理課長及び会計課長を除く各課長（高速道路交通警察隊にあっては、隊付及び各中隊長）をもって充てる。

イ　署等支援責任者は、支援活動が必要な場合における署等支援要員（後記第７の１の(２)又は(３)により当該警察署等に派遣された者を含む。）の指揮を行うとともに、署等支援班長を補佐する。

(３)　署等支援係長

ア　署等支援係長は、広聴相談係長（高速道路交通警察隊にあっては、高速道路交通警察隊長が指定する係長）をもって充てる。

イ　署等支援係長は、署等支援班長の指揮を受け、署等支援班の事務を統括する。

(４)　署等支援要員

ア　署等支援班長は、総務部長が定める人員を基準として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者を署等支援要員に指定するものとする。

なお、指定に当たっては、できる限り女性警察官及び支援活動に従事した経験のある者を含めて行うものとする。

（ア）　留置管理課及び会計課を除く各課（高速道路交通警察隊にあっては、隊本部及び各中隊）　警部補以下の階級にある警察官

（イ）　各当直班　捜査の業務を担当する者（以下「捜査担当者」という。）以外の当直勤務員のうち警部補以下の階級にある警察官

イ　署等支援要員は、署等支援責任者の指揮を受け、後記第７の２に定める支援活動（被害者が希望しない支援活動を除く。）を行う。

第４　本部支援班の設置等

１　設置

警察本部の各部、組織犯罪対策本部、犯罪対策戦略本部及び万博対策本部（以下「部等」という。）にそれぞれ本部被害者支援班（以下「本部支援班」という。）を置く。

２　任務

本部支援班は、署等支援班と連携し、支援活動を行うことを任務とする。

３　構成

本部支援班は、次に掲げる本部支援班長、本部支援係長及び本部支援要員をもって構成する。

(１)　本部支援班長

ア　本部支援班長は、警察本部の各部にあっては庶務担当課長を、組織犯罪対策本部にあっては組織犯罪対策本部副本部長を、犯罪対策戦略本部にあっては犯罪対策戦略本部副本部長を、万博対策本部にあっては万博対策官をもって充てる。

イ　本部支援班長は、警察本部の各部長、組織犯罪対策本部長、犯罪対策戦略本部長又は万博対策本部長の指揮の下、本部支援班を統括する。

(２)　本部支援係長

ア　本部支援係長は、本部支援班長が指定する警部補の階級にある警察官をもって充てる。

イ　本部支援係長は、本部支援班長の指揮を受け、本部支援班の事務を統括する。

(３)　本部支援要員

ア　本部支援要員は、総務部長が部等の長と調整の上定める人員を基準として、本部支援班長が指定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

なお、指定に当たっては、できる限り女性警察官及び支援活動に従事した経験のある者を含めて行うものとする。

イ　本部支援要員は、後記第７の１の(３)により派遣を命ぜられた警察署等において、同第７の２に定める支援活動（被害者が希望しない支援活動を除く。）を行う。

第５　運用の対象となる被害者

被害者支援班制度の運用の対象となる者は、次の事件等（以下「対象事件」という。）の被害者（その遺族及び被害者が少年の場合におけるその保護者を含む。以下同じ。）とする。

(１)　被害者連絡等実施要領（平成19年12月14日例規（府民・生総・地総・刑総・交捜・備総）第79号）第３の１に定める被害者連絡対象事件（以下「被害者連絡対象事件」という。）

(２)　その他署長等が事件等の内容、性質及び社会的反響並びに被害者を取り巻く状況等を総合的に判断し、被害者支援班制度による組織的な支援活動が必要であると認める事件等

第６　運用期間

１　被害者支援班制度の運用の期間は、原則として、対象事件の発生後１週間とする。ただし、署等支援班長は、被害者の状況に応じ、署長等の指揮を受け、その期間の延長又は短縮をすることができる。

２　署等支援班長は、前記１の期間が経過し支援活動を終了した後、再び支援活動を実施する必要があると認める場合は、署長等の指揮を受け、再開することができる。

第７　運用要領

１　支援要員の派遣

(１)　署長等は、一時に多数の死傷者を伴う対象事件が発生し、組織的かつ総合的な支援活動を実施する必要があると認める場合において、当該警察署等の署等支援要員のみでは対応することができないときは、他の警察署等の署等支援要員の派遣を支援要員派遣要請書（別記様式第１号）により総務部長（府民応接センター）に要請することができる。ただし、急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに支援要員派遣要請書を送付するものとする。

(２)　総務部長は、前記(１)による要請を受けた場合で、必要があると認めるときは、支援要員派遣命令書（別記様式第２号。以下「派遣命令書」という。）により、派遣しようとする署等支援要員の所属する警察署等の署長等に対し、署等支援要員の派遣を命ずるものとする。ただし、急を要する場合は、電話により命令し、事後速やかに派遣命令書を送付するものとする。

(３)　総務部長は、前記(２)により署等支援要員の派遣を命じた後、必要があると認めるときは、部等の長と調整の上、派遣命令書により、本部支援班長に対し本部支援要員の派遣を命ずることができる。ただし、急を要する場合は、電話により命令し、事後速やかに派遣命令書を送付するものとする。

(４)　署等支援要員及び本部支援要員（以下「支援要員」という。）の派遣の期間は、原則として１週間とする。ただし、総務部長は、支援活動の実施状況等に応じ、その期間の延長又は短縮をすることができる。

(５)　派遣された支援要員は、派遣先の警察署等の署長等の指揮を受けるものとする。

２　支援活動の内容

支援要員は、次に掲げる支援活動のうち、必要と認められる支援活動を署等支援責任者の指揮を受けて実施するものとする。

(１)　被害直後の初期的段階における早期の被害者との面接及び支援活動に関する説明

(２)　捜査に関する要望及び支援を求める事項等の聴取

(３)　捜査活動及び各種捜査書類作成の必要性等の説明

(４)　医師の診察が必要な場合の病院の手配及び付添い

(５)　被害届の受理時、事情聴取時等の付添い

(６)　実況見分時、検証時、証拠資料の押収時、還付手続時等の付添い

(７)　被疑者の特定のための人相等の確認時、似顔絵作成時等の付添い

(８)　「被害者の手引」の交付及びその説明

(９)　家族等への連絡及び説明

(10)　被害者の支援に関わる機関、団体等の説明及び紹介

(11)　その他被害者の実情に即した支援活動

３　支援活動の実施要領

支援活動は、次の要領により行うこととする。

(１)　署等支援班長は、対象事件と認められる事件等が発生した場合は、前記第３の３の(４)のアの（ア）に該当する署等支援要員を当該事件等の支援活動に従事させること。この場合、被害者の状況等に応じて複数の署等支援要員を支援活動に従事させることができる。

(２)　警察署等の当直管理責任者は、執務時間外に対象事件と認められる事件等が発生した場合は、前記第３の３の(４)のアの（イ）に該当する署等支援要員を一時的に支援活動に従事させること。ただし、事件等の内容等により、当該署等支援要員以外の者を支援活動に従事させることが適当と認められる場合は、署等支援班長と協議の上、他の当直勤務員を支援活動に従事させ、又は当直勤務員以外の者を招集する等の措置を講ずること。

(３)　署等支援責任者（当直管理責任者を含む。）は、必要な支援活動の内容を支援活動実施チェック票（別記様式第３号。以下「チェック票」という。）により明示して支援活動に従事させること。

(４)　支援要員は、支援活動を実施したときは、その都度、チェック票に記録し、支援活動を終了した時点で署等支援責任者及び署等支援班長を経由して署長等に報告すること。

なお、前記(２)により一時的に支援活動に従事した者は、当直勤務終了時に当直管理責任者に報告し、引き続き当該支援活動に従事する支援要員にチェック票とともに支援活動の状況を引き継ぐこと。

(５)　支援要員は、捜査担当者と相互に連携して被害者の要望等に誠実に対応するとともに、支援活動を終了したときは、その状況を当該捜査担当者（対象事件が被害者連絡対象事件である場合は、被害者連絡等実施要領第３の２の(３)に定める被害者連絡担当者）に確実に引き継ぐこと。

４　名簿の作成等

(１)　署等支援班長又は本部支援班長は、支援要員を効果的に運用するため、支援要員名簿（別記様式第４号）を作成し、常に整備しておくものとする。

(２)　署長等及び本部支援班長は、年度当初の支援要員について毎年４月10日までに、当該支援要員を変更した場合はその都度速やかに、支援要員名簿の写しにより府民応接センター所長に連絡するものとする。

第８　運用上の留意事項

被害者支援班制度の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

１　署長等の留意事項

(１)　被害者支援班制度が被害者の精神的負担の軽減及び捜査の効率的遂行に資するものであることを認識し、柔軟かつ積極的な運用を図ること。

(２)　被害者支援班制度の運用の期間、支援活動の内容等については、被害者の意向を十分に尊重し、適切な運用に努めること。

(３)　対象事件の捜査を当該対象事件を主管する警察本部の所属（以下「本部主管所属」という。）とともに行うときは、支援活動について、当該本部主管所属の長と協議すること。

(４)　支援活動の実施状況について、随時その内容を確認するとともに、必要な指導・助言を行う等、支援活動の点検・管理を徹底させること。

(５)　被害者に対する支援に関わる機関、団体等との良好な協力関係の保持に努め、積極的な連携を図ること。

(６)　被害者への支援内容が優良で特に他の模範と認められる支援活動に対しては、積極的に表彰制度を活用する等により、その賞揚に努めること。

２　署等支援班長の留意事項

支援要員の運用に当たっては、被害者の性別、被害の状況等を総合的に勘案するとともに、特定の課（係）の業務負担が過重とならないよう総合調整を図ること。

３　捜査担当者の留意事項

捜査担当者は、被害者支援班制度によって被害者への支援の責務を免れるものではないことから、支援要員と連携を密にして被害者への適切な対応を行うこと。

第９　教養

１　署長等は、本部主管所属の長及び府民応接センター所長と連携し、所属職員に対して被害者支援班制度に関する教養を実施すること。

２　署等支援班長は、署等支援要員を指定したときは、速やかに当該署等支援要員に対して署等支援要員としての心構え、具体的な支援活動等について指導・教養を実施すること。

３　府民応接センター所長は、本部支援班長と連携し、本部支援要員に対して被害者支援班制度に関する教養を実施すること。

第10　報告

署長等は、支援活動の結果を当該支援活動の終了後速やかに（支援活動の期間が長期にわたる場合は、当該支援活動の状況を適宜の時期に）、支援活動（結果・状況）報告書（別記様式第５号）により総務部長（府民応接センター）宛てに報告すること。

前　文（抄）（令和５年３月31日例規（務）第40号）

令和５年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。

前　文（抄）（令和５年８月31日例規（府民）第61号）

令和５年９月１日から実施することとしたので、了知されたい。